

別紙1

1. 「指定介護予防通所介護事業」介護報酬基準額（介護保険1割の場合）※所得により負担割合が異なります
 介護予防通所介護利用料基本の単位（1日当たり：1単位10.27円で換算）

要介護度	要支援1	要支援2
○介護保険自己負担額	1,798/月	3,621/月
○生活機能向上グループ活動加算	100単位/月	
○栄養改善加算	200単位/月	
○口腔機能向上加算Ⅰ	150単位/月	
○口腔機能向上加算Ⅱ	160単位/月	
○サービス提供体制強化加算Ⅰ	88単位/月	176単位/月
○サービス提供体制強化加算Ⅱ	72単位/月	144単位/月
○生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位/月（3月に1回を限度）	
○生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位/月	
○口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20単位/回（6月に1回を限度）	
○口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5単位/回（6月に1回を限度）	
○科学的介護推進体制加算	40単位/月	
●介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位×59/1000 単位/月（2024年5月まで）	
●介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位×43/1000 単位/月（2024年5月まで）	
●介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位×12/1000 単位/月（2024年5月まで）	
●介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位×10/1000 単位/月（2024年5月まで）	
●介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位×11/1000 単位/月（2024年5月まで）	
●介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位×92/1000 単位/月（2024年6月から）	
●介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位×90/1000 単位/月（2024年6月から）	
●介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位×80/1000 単位/月（2024年6月から）	
●介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位×64/1000 単位/月（2024年6月から）	
○同一建物減算	-376/月	-752/月
○送迎減算	-47/片道につき	

いずれも、送迎・入浴料を含む。

2. 「指定地域密着型通所介護事業」介護報酬基準額（介護保険1割の場合）※所得により負担割合が異なります
 通所介護利用料基本の単位（1日当たり：1単位10.27円で換算）

要介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
○介護保険自己負担額 (7時間以上9時間未満ご利用の場合)	753/回	890/回	1,032/回	1,172/回	1,312/回
○入浴介助加算Ⅰ	40単位/日				
○入浴介助加算Ⅱ	55単位/日				
○中重度者ケア体制加算	45単位/日				
○個別機能訓練加算Ⅰ1	56単位/日				
○個別機能訓練加算Ⅰ2	76単位/日				
○個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/日				
○ADL維持等加算Ⅰ	30単位/月				
○ADL維持等加算Ⅱ	60単位/月				
○認知症加算	60単位/日				
○若年性認知症利用者受入加算	50単位/日				
○栄養アセスメント加算	50単位/月				
○栄養改善加算	200単位/回（月2回を限度）				
○口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20単位/回（6月に1回を限度）				
○口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5単位/回（6月に1回を限度）				
○口腔機能向上加算Ⅰ	150単位/回（月2回を限度）				
○口腔機能向上加算Ⅱ	160単位/回（月2回を限度）				
○科学的介護推進体制加算	40単位/月				
○サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位/日				
○サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位/日				
○サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位/日				
●介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位×59/1000 単位/月（2024年5月まで）				
●介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位×43/1000 単位/月（2024年5月まで）				
●介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位×12/1000 単位/月（2024年5月まで）				
●介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位×10/1000 単位/月（2024年5月まで）				
●介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位×11/1000 単位/月（2024年5月まで）				
●介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位×92/1000 単位/月（2024年6月から）				
●介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位×90/1000 単位/月（2024年6月から）				
●介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位×80/1000 単位/月（2024年6月から）				
●介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位×64/1000 単位/月（2024年6月から）				
○同一建物減算	-94単位/日				
○送迎減算	-47単位/片道				

3. 介護保険非適用利用額※

飲食代（基本食事サービス以外で個人的な特別品を利用の場合、飲酒等）
 散髪代（理美容代）
 教養娯楽費（教養や娯楽（外出・買物等）の個人的な消費のための費用）
 おむつ代
 義手、義足等の費用

※…選択的サービス費。ご希望された利用者の方のみサービスを提供いたします。
 ※…おむつ及び着替えにつきましては、原則として利用者持参をお願い致します。但し、行事等にかかる費用及びレクリエーションにかかる費用がある場合は、自己負担となります。
 注…利用料個人負担額は食費を除いて、原則として1割をご負担頂きます。
 但し、所得により負担割合が異なります。